

して推移せんか到底事業の不成立なる事明白になりしを  
以て二月二十一日仕事分量の最低限度を發表し重役親し  
く各工場を巡廻して具に新制度の精神並に會社目下の窮  
状を訴へ懇切に依頼する處ありしも作業の状態依然とし  
て變らず茲に於て全廿五日仕事分量の最低限度に到達せ  
ざる場合は歩引すべき事を發表し翌廿六日より之を實施  
せるに能率依然たるのみが會社の期待に副はざるもの多  
く到低事業の繼續をなすこそ能はざるに至り有らん限り  
の方法を以て反省を促し候も益々悪化するのみにて工場  
整理を不可能に至らしめ候に付工員に對し慰撫諭告を重  
ね候も何等の效なく本月九十の兩日に亘り遂に第九及び  
第十工場の工員に對し出勤停止を命ぜざるを得ざる悲境  
に立ち到り事態漸く険惡に迫り候折柄當町の平和と繁榮  
を念こせる町内有志諸君の調停せらるゝに應じ互讓協  
調圓滿なる解決をなさむご切望し數次の交渉を重ね候も  
工員側の提出せる要求案は全く當會社の新制度を根本的  
に覆すべきものにして協調の餘地なき事明になりしを以  
て遺憾至極なりと雖遂に協調不調に立ち到るや即時(十六  
日正午)殘餘の十三ヶ工場の工員總罷業の舉に出で候に付  
本日より休業するの餘儀なき場合に相成候之れ全く弊社  
不徳の致す處にして江湖多數の御愛用者各位に對しては  
御不自由相掛け何ごも申譯無之次第に御座候へども何卒  
事情御諒察の上御宥恕被成下度奉懇願候

敬白

大正十二年三月十七日

千葉縣野田町



萬野田醤油株式會社